産学官協働ローカルイノベーション創出事業

ものづくり人材の育成に係る技術研修契約書

　富山県(以下「甲」という。)と　　　　　　 (以下「乙」という。)とは、産学官協働ローカルイノベーション創出事業ものづくり人材の育成に係る技術研修の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(研修内容等)

第１条　研修内容等は、次の各号とおりとする。

　(１)　研修題目

　(２)　研修目的

　(３)　研修項目・内容

　(４)　研修生は、別表第１のとおりとする。

　(５)　研修期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　(６)　研修場所　　　　富山県産業技術研究開発センター　○○研究所

　(７)　研修指導責任者　○○研究所　○○○○課長　○○　○○

　　　　研修指導担当者　○○研究所　○○○○課　○○研究員　○○　○○

(研修に要する経費)

第２条　乙は、別表第２のとおり研修に要する経費(以下「経費」という。)を負担する。

２　乙は経費　金　　円を甲が別途発行する納入通知書により　　年　　月　　日までに甲に納付するものとする。

３　乙が所定の納付期限までに経費を納付しないときは、富山県延滞金徴収条例(昭和43年３月23日富山県条例第５号)により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

４　研修を終了又は中止したときに、第２項に基づき納付された経費の額に不用が生じた場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

５　甲は、第４項に基づく適正な返還に関する請求書を受理した日から起算して30日以内に不用となった額を乙に支払うものとする。

６　研修期間の延長により、第２項に基づき納付された経費の額に不足が生じた場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は甲に不足する額を納付しなければならない。

(協議)

第３条　この契約で定めるもの及び富山県産業技術研究開発センター研修生規程で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　 富山県富山市新総曲輪１番７号

富山県知事

乙　 所在地

名　 称

代表者氏名

別表第１　研修生

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 所属機関・部・課名 | 所在地・連絡先 | 職名・担当業務 |
|  |  | (〒　　)(TEL　　　　　　　　) |  |
|  |  |  |  |

別表第２　研修に要する経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額　（円） | 備　考 |
| 研修料の内訳　消耗品費　役務費 |  |  |
| 合　計 |  |  |
| （負担内訳）　　富山県　　〇〇〇〇株式会社 |  |  |